

令和5年3月30日

保護者各位

いわき湯本高等学校長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（お願い）

このことについて、文部科学省から示されたことを踏まえ、県教育委員会は、令和5年4月1日以降の学校教育活動に当たって、生徒や教職員のマスクの着用を求めないことが基本とされることとしております。

つきましては、本校において、下記のとおり、具体的な対応としてマスク着用が推奨される場面を踏まえることや、換気などの感染症対策をとることで、学校における感染拡大防止に努めながら対応するとともに、マスクの着脱について強制せず、着用の有無に係る差別・偏見が起きないように、指導してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、令和5年5月8日以降の感染法上の位置付けの変更に伴う対応等については、改めてお知らせします。

記

1 マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても、着用を推奨します。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じます。部活動等において同様の活動を実施する場合も同様とします。
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導します。

(2) 学校行事の実施に当たっての留意事項

- 入学式等の儀式的行事においても、(1)で示したように、基本的にマスクの着用は求めないことを基本とします。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱等を行う時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保します。
- 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこととします。体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこととします。
- 儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮は行う必要はないこととします。

2 効果的な換気の実施について

- 基本的な感染対策は必要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」「換気」等の励行をしております。したがって、学校においても、引き続き、効果的な換気を実施します。

3 食事をする場面における対策について

- 食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意します。
- 食事中も適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこととします。